

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願ひいたします。

立場から、本当にこの予算でいいのかどうか、そして、今後の国の政治のあり方ということで、真摯な討論を重ねる中で結論を出すことが当然必要で、それを一方的に強行するということはあつてはならないということを申し上げたいと思います。

そこで、本題に入りますが、まず初めに、ス

パー堤防事業について伺いたいと思います。この問題は、さまざまなかつては、議論されてきました。昨年の国会でも何度か取り上げられております。

まず伺います。この事業の概要とこれまでの進捗状況についてお答えください。

○津川大臣政務官 お答えをいたします。

スーパー堤防整備事業、高規格堤防整備事業でございますが、沿線に資産が集中しております荒川、淀川など首都圏、近畿圏を流れる大河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するため、川沿いの木造密集市街地の解消など、まちづくり事業と連携を図つて整備を進める事業であります。

進捗状況でございますが、平成二十二年四月時点の整備状況は、対象六河川合計で整備延長は約五十一キロとなつていているところでござります。また、総事業費につきましても、個別箇所ごとに地盤改良の必要性、まちづくり事業の実施内容が異なるため、現在、算出するのは困難という状況でございます。

○笠井分科員 進捗率はどうなつていて、率でいうと、

○津川大臣政務官 整備延長でございますが、五水系六河川におきまして要整備延長とされておりましたが八百七十二キロでございまして、それを分母といたしますと、整備状況は五・八%。また、

そのうち重点整備区間というものがござります。重点整備区間が同じく五水系六河川で二百二十三キロでございますので、重点整備区間の中では、整備が済んだのが一二・四%というものでござります。○笠井分科員 なるべく大きくしたいんでしようけれども、全体の計画からすると五・八%と。では伺いますが、この事業の完成年次はいつというふうに現時点で見込んでいますでしょうか。そして、総事業費は、これだけの五水系六河川ですから相当のものになるとと思うんですが、どのぐらいいのものということで考えておりますか。

○津川大臣政務官 誤解を招くような発言がありましたら失礼をいたしますが、特に進捗率を高く見せようとして表現をしたつもりはございません。それで、全体の完成年次と総事業費についてのお尋ねでございますが、沿線のまちづくりや土地利用転換にあわせて、関係者の合意形成が図られた箇所を対象に実施していくということから、完成年次を現段階で明らかにすることはできないと。いう状況でございます。

○笠井分科員 進捗率がありませんが、単純計算しても四百年、十二兆円もかかると言われたりしておりますけれども、五・八%という数字は、事業中の区間や暫定完成区間を含めたものでありまして、しかも、完成した箇所は、国の河川施設があつたとか、公園や工場跡地というのも少なく

ありません。

この事業は一九八七年に開始されて四半世紀近くたっているわけですが、まだ五・八%と、完成までに四百年どころか、実際は何年かかるかわからないという状況であります。だからこそこの問題が、昨年、事業仕分けでも問題になりましたよね。

十月二十八日の仕分けの中ではどういう評価結果が下されたでしょうか、結論だけお答えください。

○津川大臣政務官 御指摘をいただきました昨年十月二十八日に行われました行政刷新会議事業仕分けの取りまとめにおきまして、スレーパー堤防に関する点は、現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にした上で、事業としては一たん廃止することとされたところでござります。

○笠井分科員 この仕分けが行われた十月二十八日、ワーキンググループの会議で、津川政務官はこう発言されていますよね。

厳しい財政の状況の中で優先順位はどうだとうと、私どもは、結論から申し上げますと、非常に低いと思っています。むしろより優先順位の高い河川整備をやらせていただきたいし、現実的には、この地域においても、スレーパー堤防ではなく堤防の強化というような対応をさせていただいた方が現実的ではないかなというふうに今、私の段階では思っております。

○津川大臣政務官 議事録を読んでいただいたところでは思っておりません。間違いありませんね。

おりだと思います。私も、もともとこの高規格堤防事業、スレーパー堤防事業につきましては、委員が御指摘いただきましたように、現在の進捗状況からいきますと、いつ終わるのかよくわからない、そういう状況も含めてさまざま問題があるのではないかという認識を持っていたところでございます。

事業仕分けの場では、まさに現下の厳しい財政制約の中で、優先順位の判断の一つとして、今引用されませんでしたが、私申し上げたかと思いますが、何度も水害をこうむつておられるような地域、毎年のように床上浸水、床下浸水があるような地域もございます。そういうたとこへの緊急性というものを考えたときには、高規格堤防よりも優先順位が高いものが多いという私の考え方を述べさせていただいたところでございます。

一方で、治水事業というものはそもそも時間がかかるものでございまして、過去の我が国の、あるいは世界の治水事業を見ましても、相当多くの時間と規模をかけたものも少なくございません。そういう中で、現在の、時の政権が判断して実行して、その後の国土を守っていくという視点そのものは私は重要だと思っておりますから、現在の財政事情というものはまず大きな課題としてございますが、ただ、目の前でやらなければならぬことの優先順位だけで、将来にわたつての高規格堤防のような根本的な治水対策を検討すること自体を放棄していくのかということについては、私から付言をさせていただいたところでございます。

○笠井分科員 いずれにしても、一たん廃止ということにしたわけです。スレーパー堤防ならぬスレーパー無駄遣いとまで言われてきました。この事業仕分けの結果は、マスコミでも大きく報道されました。とりわけ、地元では強い反対の声が上がってきたんですね。

江戸川沿線の東京都江戸川区では、北小岩、北小岩一丁目東部、それから篠崎公園の三つの地域で、区がスレーパー堤防と一体になった区画整理事業を計画して、先行買収もやつてきた。もともと、この江戸川右岸のところに何キロにわたって、二百メートルから三百メートルの幅で盛り土をするということで整備していくので、広大な地域に、かなりの建物、二千戸とか二千棟とか、それから五千人、六千人の方々が住んでいるという状況です。

この地域に七百年前からあるお寺に私も行きました。それから、四百年前、江戸幕府ができたときにできた寺院も先頭に立つて反対署名に取り組まれて、幅広い方が運動に立ち上がっています。先祖代々のお墓を掘り起こしてまでこんな事業を無理やり進めるのか、また、堤防整備と一体の大開発で住民を長期間仮移転させるために、一度ここを離れたら二度と戻つてこられないという批判や不安の声が渦巻いてきた。

私も、二〇〇六年に現地調査を行つて以来、何度も現地へ行きました。住民の方々と懇談してきましたが、それからまた、この間、超党派の議員も含めて、民主党もそうですが、運動が広がつて、昨年十一月には院内集会も開かれるという状況で

した。

大臣、こんな事業が続けられてきたことについて、今政務官からもどういうことだったか話がありましたが、どう考えていらっしゃるでしょうか。もう明らかにおかしいな、これはやはり立ちどまつてちゃんと見直さなきやだめだな、一たん廃止は当然だなどということだと思うんですが、いかがでしょうか。

○大畠国務大臣 笠井議員からの、高規格堤防整備事業、いわゆるスーパー堤防というものの事業

に対する考え方はいかん、こういう御質問をいたしました。

実は私は、茨城県で那珂川という川がありまして、ここどころも洪水等で大変被害を受けたところであります。もう十数年前であります。その後のところに行きました、洪水の被害者の方々の状況を見て、国として何とかしなければならないという思いを持つたことは、私自身、心の中に入っています。

そこで、このスーパー堤防という考え方であります、確かにこういう考え方もあるのかなとは思います。堤防の外側というか、川から見て堤防の外側のところにたくさんの方が、町ができる、そして、堤防を越えた場合には大変な水害が出る。こういう発想でござりますから、これは一つの考え方としてあるのかなとは思いますが、一つには、そのスーパー堤防をつくるために、一たんそこに住んでいる方々に移転していたかなければならない。そして、そのところに大変な造成をする。

そんなことを考えますと、先ほど津川政務官からお話をありましたように、お金にも潤沢である、そしてその地域の方々がみんなこそって全部、そういうふうに協力しましよう、こうしたことになればできるわけであります。先ほどお墓のお話ですとか住民の人の話がありました。そこで生活している方がどんなお考えなのかということを十分踏まえてやらなければならないという壮大な事業であります。

したがいまして、今回の仕分けの中で、一たん廃止、こうすることになったわけであります。改めて、このスーパー堤防というものについて、見直しに関する検討会というものを学識経験者の方々に集まっていただきて設置いたしまして、首都圏、近畿圏の堤防整備のあり方、高規格堤防の整備区間、コスト縮減策、あるいは投資効率性の確認手法に関して検討を着手したところであります。

平成二十四年度の概算要求までには結論を得たいと思いますが、端的に申し上げまして、もう一度この事業については総合的に見直すべき事業ではないかと私も考えております。

○笠井分科員 今大臣言われましたけれども、つ

まりこの事業については、新規に進めるんじやなくて、一たん立ちどまつてと。ここで廃止して検討をするというのがありました。が、総合的に見直すということであります。だからこそ、来年度予算案でも、新規箇所には予算措置しないことになっていると国交省の文書にもはつきり書いてあります。

ところが、江戸川区の現場では何が起こっているかということなんですが、北小岩一丁目東部の十八班と言われる地域では、住民の皆さんのが強くてなかなか事業の条件が整わない。そこで、

江戸川区が、本来盛り土は国の仕事なんだけれども、区画整理地域を区で独自に盛り土したいと。しかし、それだけだと、隣接した河川区域、つまり国が管理する堤防との間がくぼ地になっちゃう

江戸川区長が国交省の江戸川河川事務所長に対して、河川区域、堤防のわきも区で盛り土したいので認めてほしいと協議を申し入れた。それに対し

て、同年三月三日の日に、河川事務所長が、異存ありませんというふうに回答をしていたという経過がありました。この経過は間違いありませんね。間違いないということだけ確認してください。

○津川大臣政務官 間違いございませんが、もう少しだけ詳しく言わせていただくと、回答の中で、

「異存はありません。なお、施行及び占用にあたっては河川法、占用許可準則に従つて別途許可申請願います。」こういう回答をさせていただいたところでございます。

○笠井分科員 異存はないと言つたんです。ただ

簡単に河川区域を占用したいという話じゃなくて、何も起きていない地域で、ただ区画整理がやられているのともわけが違うんですね。区が盛り土したいと言えば、これはスーパー堤防化などだれでもわかる話です。当時の前原大臣も、北小岩地区の約二・二キロメートルにつきましては、高規格堤防、スーパー堤防とまちづくりの一体整備を

行うため、平成十六年から関東地方整備局と江戸川区で検討会を立ち上げたと国会で説明しているわけであります。これが三月十五日、去年。もともと、この地域のスーパー堤防とまちづくりは一体と国も言つてきたわけであります。

当時、では国会でどういう審議がなされていましたかといいますと、ちょうどそのときなんですけれども、江戸川区長が河川事務所長に協議を申し入れた、まさにその日なんです。二月二十五日、この衆議院の予算委員会分科会の場で、この第十八班地域の問題が問われまして、当時の前原大臣は、「今後とも十分な合意形成を図っていく必要がある」と認識をしております。「このように答弁していました。また、河川事務所長が回答した三月三日ですが、その後、三月直後の参議院予算委員会でも、前原大臣は、江戸川区が実施する土地区画整理事業と連携をして、現在地元説明を実施しているところというふうに答弁していました。

つまり、国会では、国交大臣が当時、スーパー堤防事業を始めるには合意形成が必要とか地元説明をしていると言ひながら、現地では、江戸川区と国交省の出先機関が、事実上、だれが見てもスパー堤防化を進めることで合意していたということじやないかと思うんですけれども、大臣、こんなことを許していいんでしょうか。

○大畠国務大臣 今の議員の御指摘でございますが、大規模な事業を開拓する場合には、議員御指摘のように、その地域の方々の御了承をいただかなければ事業というのは前に進まないことは事実であります。

したがいまして、先生の御指摘のように、地域の方々が全くその状況について了承をしていないのにもかかわらず、国が何か事業を進めようとしてことについては、先生の御指摘のように、私自身も、どういう状況なのかなという、ちょっと理解に苦しむところであります。

○笠井分科員 理解に苦しむということでおつしやつたので。

これはだれが見てもスーパー堤防計画と一体だということで、これはことし二月四日の東京新聞の夕刊の一面トップに出た記事なんですけれども、「仕分けで「廃止」スーパー堤防 江戸川区十億円計上 住民「見切り発車では」」こういうふうに書いてあります。仕分けで廃止とされたはずなのに、みんなそう思うわけですよ。ところが、区が実際には予算までつけているということで、

「多田区長は「都の都市計画審議会で近く、北小岩地区的事業化が決まる見込み。国にはやつてもらわない」と困る。どこまでも押していく」といふふうに区長は言っているんですね。

そうすると、さつきおつしやったような、これはまず一たんとまつて検討、総合見直しといつて、大臣御自身で一度確認していただきたいんですが、

○笠井分科員 そうしますと、幾つかあります。まず、大臣御自身、政務官を通じてでも結構ですが、大臣御自身で一度確認していただきたいんですが、経過がどうなっているのかという点。

それから、区の方は、これは国の事業で、それを受けて一体にとづつと検討しながらとやりながら、実際はもう進めてきた話なんだけれども、国ははつきり一たん廃止ということでとつていると

いうことも含めて、これは、現地の多田区長と、もうここまで来てますので、大臣御自身が直接連絡をとられるなりして、国の事情はこうなつて、区の事情はどうなつてあるのかと聞いていた。それについて、こんなふうになつていて、それについて、こんなふうになつていて、これはやはり、まずとめてもらわなきただいて、これはやはり、まずとめてもらわなきやだめよねということでやつていただけないかと

○津川大臣政務官 御指摘がありましたので改めて確かめさせていただきたいと思つておりますが私どもとしては、新規事業として今事業化をしておりません。そして、新規事業化を進める前には、今設置をしております学識経験者から成る高規格堤防の見直しに関する検討会の中で今検討いただいているところでございますので、その結果を受け、コスト縮減策等々の、私が仕分けの中でお答えをさせていただいたような手法等々への見直しというものが始まるものだと思っております。

ただ、今御指摘いただきましたように、区の方から、区としてはやりたいというような御希望は確かに要請書としてはいただいておりますが、スーパー堤防事業としては、私どもはあくまでも事業化をしていないというのが正式な立場でござい

いう問題。

それから、現地で河川事務所長が回答しているわけですね、異存ないと言っているのは。これは、事業仕分けでいうと、廃止と決める前のことであるとはいえ、それを片方は、区は、もう異存なしと言われているからとやるわけですから、それは、今の水準からいうと、国の判断からいうと、さか

のぼつてみればそれはまずい。だから、その回答については撤回するのなら撤回するというふうにしないと、それをよりどころに区は進めてしまうと、これはますますこじれると思うんですよ。ほかにも公共事業をめぐって大臣いろいろ御苦労されていることがありますけれども、国の判断と、地元がその前に決まった自公政権時代の問題を引きずりながらやつてきたこととのそごがどんどん出てくると、大変なことになる。

だから、この問題について言いますと、今申し上げたような形できちつと事実を確かめていただくということで調査する。それから、区長との関係で話をしていくだけ。そして、今申し上げたような回答というものについては、調べた上で、必要なら撤回する。大臣、そういう御判断をいただきたいんですが、いかがですか。

○大畠国務大臣 今御指摘をいただきまして、私も、大変恐縮であります。現場の詳細なところまでは確認しておりませんので、担当の方で確認させていただいて、混乱をすることがないよう、先生の方にもまた後日改めて整理したことを御報告させたいと思います。

○笠井分科員 大臣も御多忙で、国土交通省はい

ろいろな問題を抱えていらっしゃいますから、大変だと思うんですけども、このスーパー堤防事業というのは、これを本当にきちっとけじめをつけるかどうかというのは大きな問題に今後なりますので、一たん廃止じゃなくともうやらない、きっぱり廃止すべきだと私、強く思うんです。

その前提としても、検討会というお話がありました。前原大臣も蓮舫大臣も、仕分けチームも、この事業の現地を、江戸川区に限らず違うところに行かれた方もいらっしゃいますが、実際に行かれました。私、御一緒してもいいですから、ぜひ現地にも行つていただいて、もちろん区の話を聞いて、住民の皆さんのお話を聞いた上で、これは本当にどうなのかという御判断も含めて、そういうことを御検討いただけないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○大畠国務大臣 何事も現場を見ることというの大事だと私は思っております。国土交通大臣になつてから、ここにもぜひ来てほしい、ここも見てほしいという、そういう御要請、各所からいただいておりますが、状況を見て、私も、担当の者から話を聞くとともに、機会があればそのような場も持たせていただきたいと思います。

○笠井分科員 私だけではなくて、与党民主党の議員も一緒にいけばいいわけですから、野党のほかの議員もいますし、そういう機会をぜひお願いしたいと思います。

次に、残った時間ですが、UR、都市再生機構の家賃値上げ問題について伺います。

都市再生機構、URは、賃貸住宅の家賃をこと

し四月に値上げする方針を明らかにしております。去る二月十日に、大畠大臣は全国公団自治協の代表の方とお会いになつた。この時期にいろいろやりとりがあつたと思うんですが、家賃値上げなどををしていいというふうにお考えでしょうか、率直にお考へを伺いたいんです。

○大畠国務大臣 このUR賃貸住宅の家賃の問題につきましては、私も事務方からいろいろお話を伺っております。

もともと、平成十一年から周辺の民間の賃貸住宅の家賃並みの水準とする市場家賃制度が導入されておりますけれども、その際、平成十一年以前に入居していた従前入居者については、家賃の上昇について激変緩和措置を講じ、三年ごとに、市場の家賃を支払っている新規入居者との差額のおむね三分の一を引き上げるということにしたと伺っております。

現在でも、新規入居者と一部の従前の入居者の間では依然として家賃負担の格差が残つております。公平性の確保の観点から三年ごとに家賃改定を行つてまいりましたが、平成二十一年の四月に予定していた家賃改定につきましては、リーマン・ショック直後の混乱もあつたことから、御指摘のように機構として当面延期したところであります。今回、機構はルールに沿つた形での家賃の改定を検討していると伺っております。

しかし、先生から御指摘のように、昨今の状況というものは、経済的にも非常に厳しい状況にありますので、公平性というものを確保することも必要だと思いますけれども、特に低所得の高齢者

の世帯等々については配慮すべきではないか、こういうことを機構の方には私の方から要請をしたところであります。

○笠井分科員 機構の方で負担の公平性ということで家賃値上げということなんですが、民間家賃と変わらなくなれば、何のための公共住宅なのかという問題になります。

それから、機構の健全な経営ということとも言うんですけれども、機構は昨年、一昨年も家賃収入は約五千六百億円で、六百億円を超える純利益を上げているわけですね。昨年末にも、当時の馬淵前大臣が、高齢者の皆さん、低所得者というお話を上げているのですが、しかし、その指示自体は家賃値上げそのものは容認したものだという形で、居住者からは厳しい批判も上がっている。

今大臣、今の経済状態は厳しいと言われたんですけども、二年前からすると改善どころかむしろ悪くなっている。高齢者、低所得者の皆さんはもちろんですが、サラリーマン、労働者の賃金は下がる一方です。中小企業は悲鳴を上げている。それから、この二年間に後期高齢者医療制度が導入されて、そして介護保険の保険料は引き上げで、年金は物価スライドで今度引き下げる。これで家賃が値上げされたらもう住み続けられないという状況で、ますます悪化して、これじゃやうだめだというのが声だと思います。

二年前、二〇〇九年四月には、当時の金子国交大臣、自公政権時代でさえといいますか、厳しい経済状況を考慮した上で対応するという要請をして延期されたわけなので、まして厳しいんですか

ら、一定の措置をとったからというふうに済まらないで、この際、やはりきつぱり値上げ中止といふことで強く要請すべきだと思うんですけども、大臣、いかがですか。

○大畠国務大臣

御指摘の点でございますが、私は

も議員がおっしゃることはよく理解をいたします。住宅というものが、あるいは住居というのが、私たちの生活の本当に基盤なんです。その住宅の家賃というものが収入あるいは生活をする上で非常に厳しい状況というものは、私はある程度考慮しなければならないと思っております。

ただ、同時に、同じ住宅に住んでいる方で格差があるというのも問題だなという意識を持つておりますが、しかし、今日の状況を見ると、高齢者の方あるいは低所得の方々に対する一定の配慮というものも必要だと思いますので、そういうことを含めて、再度機構の方には、一定の配慮をすべきじゃないか、こういうことは要請したいと思います。

○笠井分科員 配慮するなら値上げするな、こういうふうにぜひ言つていただきたい。笠井議員がそう言つていた、居住者の皆さんとの声だということを言つていただきたいと思います。

最後、一点だけなんすけれども、実はURがこの四月からの値上げ方針なんですね。きょうは二月二十五日、もう二月末です。あと一ヶ月しかないわけです。こんな直前になつてから値上げを通知するとなると、これは世間的にも余りに非常識になると思うんです。これまでだつて、大体、調べてみると、三ヵ月以上前には決めて通知し

ているという話になつてゐるわけで、今現時点でもいますと、四月からの家賃値上げというのはこれは無理だよ、断念しなさい、こういう話に当然なると思うんですが、これはいかがですか、最後。

○津川大臣政務官

今、要請を再度するべきだと

いう委員の御指摘がございました。大臣あるいは前大臣からもかかる要請はさせていただいきたところでございまして、これを踏まえて機構で判断をしていただくものというふうに考えておりまして、いずれにいたしましても、大臣からの要請を踏まえて適切に措置されるものと認識をしているところでございます。

○笠井分科員 二月末になつて、四月から上がるのかという報道は出ているけれども、一体どうなるんだと。家計をやりくり、そして場合によっては、住み続けられないと思つたつて、引っ越そうつたつて、もう時間がないですからね。そこのところをやはりしっかりと受けとめてもらわなきやいけないと思います。

大臣言われましたけれども、やはり住まいは人権ということあります。憲法二十五条の生存権、言うまでもなく、そういう立場からいっても、福祉という立場からもやはり住宅を位置づけて取り組む必要があると思うので、私は、家賃値上げはきつぱりやめるだけじゃなくて、高過ぎる家賃はむしろ値下げする、それから近傍同種の制度あるいは三年ごとの値上げというのはやめて、そしてしっかりと住んでいる方を支援する立場でこういふ問題も考えていかなきやだめだ、このことを強

く申し上げたいと思います。

また大臣にお願いするとあれですけれども、私も、東京あるいは全国でもいち早く公団ができた東京・三鷹の公団住宅にお住まいのところにも実際に行きまして、話を聞くいろいろな問題を抱えていらっしゃいますので、そういう点でもまた、現場を見ていただくことも含めて、しっかりとこの住まいという問題に対応してもらいたいと思います。

終わります。

○吉良主査　これにて笠井亮君の質疑は終了いたしました。